

市長		副市長		部長		課長	専決	係長		精算者		設計者	
令和8年度		諏訪市高齢者福祉計画、諏訪市認知症施策推進計画及び 第10期介護保険事業計画策定支援業務委託											
諏訪市内													
設計大要									契約方法				
高齢者福祉計画、認知症施策推進計画 及び第10期介護保険事業計画策定業務 一式									委託期間		日間		
									着手年月日		令和8年 月 日		
									完成年月日		令和9年3月31日		
									契約保証方法				
									<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> < 委託設計用紙 諏訪市 > </div>				

起 工 理 由

高齢者福祉計画の策定にあたっては諏訪広域連合策定の第10期介護保険事業計画との関連付けや整合性を図るため、専門的知識や分析等が必要であるとともに、国の社会保障制度の見直しを含めた少子高齢化の進展等の社会情勢の変化を視野に入れた計画策定が必要であることから、それら現状分析・計画策定のノウハウを持つ外部コンサルタントに策定支援業務を委託するもの。また、併せて認知症施策推進計画を策定する。

金

円

内 訳 明 細 書

令和8年度 諏訪市高齢者福祉計画、諏訪市認知症施策推進計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託費内訳書						
No	名 称	呼称	数 量	単 価	金 額	摘 要
1)	直接人件費	式	1			
2)	間接人件費	式	1			
3)	管理費	式	1			
	小計					
	消費税					
	合計					

令和8年度 諏訪市高齢者福祉計画、諏訪市認知症施策推進計画及び 第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

令和8年度 諏訪市高齢者福祉計画、諏訪市認知症施策推進計画及び
第10期介護保険事業計画策定支援業務

2. 期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3. 目的

基礎調査の結果及び国や県の動向、諏訪市高齢者の状況等を的確に把握し、諏訪市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める。加えて、新しい認知症観を踏まえ、共生社会の実現を目指す認知症施策推進基本計画を盛り込んだ、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

4. 一体的に策定する計画（事項）

- ・介護保険事業計画（介護保険法第百七条に基づく計画）
- ・老人福祉計画（老人福祉法第二十条の八に基づく計画）
- ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十三条に基づく計画）

5. 業務内容

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉をめぐる施策動向、諏訪市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、諏訪市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）課題の整理・分析の実施

諏訪広域連合にて実施した調査の集計結果や、諏訪市が提供するデータ等に基づき、課題の整理や抽出等の分析を行う。

（3）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートのご設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

（4）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（5）計画書の作成

庁内会議、策定委員会、パブリックコメント等において指摘のあった事項について、

内容を検討するとともに、必要に応じて、計画内容を修正し、計画案として確定する。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを諏訪市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(7) 計画推進（策定）委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画推進（策定）委員会（3～4回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(8) 法律や制度などの動向に関する情報提供

介護保険制度については、制度の改正はもとより、法改正も進んできており、諏訪市においても条例及び規則等の改正を行ってきた。令和8年度においても様々な改正が見込まれており、準則との乖離が無いか等の確認や情報収集が必須となっている。本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報を月1回（制度変更等の情報が多いときは月2回）とりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、地域福祉に関する分野及び諏訪市が把握しておくべき分野を網羅することとする。

6. 成果品

- ・ 計画書（A4判、100頁程度、表紙本文4色刷）：データ納品
- ・ 法律や制度などの動向資料（出力紙1部、データ納品）
- ・ 上記データ一式

7. その他

- ・ 諏訪広域連合の第10期介護保険事業計画との整合性を図り、令和7年度に実施した実態調査の結果を活用した内容とすること。
- ・ 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ諏訪市と協議し、決定すること。
- ・ 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、諏訪市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・ 過去10年以内に長野県内の地方公共団体で、介護保険事業計画（介護保険法第一百七条に基づく計画）、老人福祉計画（老人福祉法第二十条の八に基づく計画）、認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十三条に基づく計画）のうち、いずれかの策定業務を請け負った実績を有すること。

令和8年度 諏訪市高齢者福祉計画、諏訪市認知症施策推進計画及び
第10期介護保険事業計画策定支援業務 特記仕様書

1. 諏訪市情報セキュリティポリシー基本方針及び諏訪市情報セキュリティポリシー対策基準等の遵守

この委託業務を実施するにあたり、諏訪市情報セキュリティポリシー基本方針及び諏訪市情報セキュリティポリシー対策基準等を遵守するとともに、特に以下について厳守すること。

- (1) 受注者は、諏訪市情報セキュリティポリシー対策基準等（諏訪市情報セキュリティポリシー基本方針を除く）、機器仕様書、システム設定情報など情報セキュリティに関する基準及び業務に必要な資料等は、この委託業務のみに使用し、業務実施時及び完了後も第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、諏訪市情報セキュリティポリシー対策基準等（諏訪市情報セキュリティポリシー基本方針を除く）、機器仕様書、システム設定情報など情報セキュリティに関する基準及び業務に必要な資料等は、不用なコピーや複製をしてはならない。コピー等が必要な場合は、発注者の了解を得るものとし、業務終了時にすべて返還し、発注者の確認を得るものとする。
- (3) 受注者は、情報のセキュリティに関する業務を行う場合は、業務担当者、担当する業務分担、セキュリティ対策等を明示し、作業内容、担当者、情報等の取り扱い及び処理状況の記録を残さなくてはならない。
- (4) 受注者が情報のセキュリティに関する業務を下請け業者に行わせる必要がある場合は、業務担当者、担当する業務分担、セキュリティ対策等を明示し発注者の了解を得るとともに、作業内容、担当者、情報等の取り扱い及び処理状況の記録を残さなくてはならない。

2. 受注者が守秘義務及び諏訪市情報セキュリティポリシー基本方針及び諏訪市情報セキュリティポリシー対策基準等を遵守しなかった場合の措置

この委託業務を実施するにあたり、受注者が守秘義務及び諏訪市情報セキュリティポリシー基本方針及び諏訪市情報セキュリティポリシー対策基準等を遵守しなかった場合、以下の措置を行う。

- (1) 受注者の違反した内容及び行政事務、市民の生命、財産並びにプライバシーへの影響の重大性等を考慮し、関係法令等に基づき必要な措置を講ずる。